

徳島県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和六年六月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大麻町松字尾山谷四三番五、四三番七、四四番から四七番まで、四七番二、四七番五、四七番六、四八番から五二番まで及び五三番二	勝浦郡勝浦町大字三溪字平山四五番地	有限会社三溪商事
同 大津町木津野字仲ノ越五一番一の一部	鳴門市撫養町南浜字東浜三六六番地二	株式会社三愛薬局
板野郡北島町太郎八須字宮ノ本一三番三、一三番四及び一三番五	同 大麻町市場字川向三一二六番一	有限会社ベスト・コート
同 中村字本須七一番及び七一番地先町有地	徳島市佐古六番町四番二五号	株式会社セントホームズ
同 新喜来字南古田九五番七、九五番一三及び九六番九	板野郡藍住町勝瑞字東勝地三二二番地五	羽里 麻夏
同 北村字千田ノ木五四番一	同 北島町北村字神屋敷三七番地八	西村 卓磨